長野労発基0328第２号

令和５年３月28日

（関係118団体の長）　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　厚生労働省長野労働局長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公　印　省　略）

長野県における第14次労働災害防止推進計画の策定について（協力依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、労働安全衛生法第６条に基づき、厚生労働大臣が2023年４月から2028年３月までの５年間を計画期間とする「第14次労働災害防止推進計画」（以下「厚生労働省計画」といいます。）を策定しました。

長野労働局では、これを踏まえ、「長野県における労働災害防止推進計画」（以下「長野労働局計画」といいます。）を策定したところです（概要：別添）。

同計画では、労働災害防止等のために事業者等が取り組むべき事項並びに長野労働局及び管下各労働基準監督署が取り組むべき事項等を定めております。

本計画の推進に御協力を賜りますとともに、下記ホームページに、同封の概要のほか、計画本文やリーフレット等の関係資料を順次掲載していきますので、厚生労働省計画及び長野労働局計画の内容について関係者への周知方お願い申し上げます。

記

１　労働災害防止推進計画｜長野労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/anzen/_113596.html>



２　労働災害防止計画について｜厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>

